

魚津市告示第95号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年8月29日

魚津市長 村椿 晃

- 1 都市計画の種類及び名称
（種類） 用途地域
（名称） 魚津都市計画用途地域

- 2 都市計画を変更した土地の区域
魚津市大光寺字坊丸及び住吉の各一部
ただし、別紙図面表示のとおり

- 3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所
富山県土木部都市計画課
魚津市産業建設部都市計画課

（「別紙図面」は省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）